

新型コロナウイルス感染症の 「治癒証明書」の発行について

当院では、新型コロナウイルス感染症から回復された患者さんが職場復帰する際、「治った」旨を証明する目的の治癒証明書は、発行しておりません。

本件については、厚生労働省からも以下のような指針が出されており、各都道府県労働局にも通知されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627457.pdf>

(令和2年5月1日事務連絡)

<主な内容>

就業制限の解除後に職場で勤務を開始する際、職場に証明を提出する必要がない旨が記載されています。

2022年3月7日
医療法人 関越病院